（四）再生医療等製品の場合
（略）
備　考
1・2　（略）
3　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
様式第九十三号（第二百四条、第二百四条の三、第二百四条の五関係）
（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の場合
（略）
備　考
1・2　（略）
3　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
（二）医療機器又は体外診断用医薬品の場合
（略）
備　考
1・2　（略）
3　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
（三）再生医療等製品の場合
（略）
備　考
1・2　（略）
3　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
様式第九十四号（第二百六条、第二百十二条、第二百十二条の三関係）
（一）薬物の場合
（略）
備　考
1～5　（略）
6　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
（二）機械器具等の場合
（略）
備　考
1～5　（略）
6　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
（三）加工細胞等の場合
（略）
備　考
1～5　（略）
6　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
様式第九十五号（第二百六条、第二百十二条、第二百十二条の三関係）
（一）薬物の場合
（略）
備　考
1・2　（略）
3　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

（四）再生医療等製品の場合
（略）
備　考
1・2　（略）
（新設）
様式第九十三号（第二百四条、第二百四条の三、第二百四条の五関係）
（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の場合
（略）
備　考
1・2　（略）
（新設）
（二）医療機器又は体外診断用医薬品の場合
（略）
備　考
1・2　（略）
（新設）
（三）再生医療等製品の場合
（略）
備　考
1・2　（略）
（新設）
様式第九十四号（第二百六条、第二百十二条、第二百十二条の三関係）
（一）薬物の場合
（略）
備　考
1～5　（略）
（新設）
（二）機械器具等の場合
（略）
備　考
1～5　（略）
（新設）
（三）加工細胞等の場合
（略）
備　考
1～5　（略）
（新設）
様式第九十五号（第二百六条、第二百十二条、第二百十二条の三関係）
（一）薬物の場合
（略）
備　考
1・2　（略）
（新設）